

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の創設について (運営機関：公益財団法人日本医療機能評価機構)

令和 2 年 9 月に厚生労働省より新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援として「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」が決定したことに伴い、今般、公益財団法人日本医療機能評価機構を運営機関とする新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度が創設されました。

この制度は、政府労災保険に加入している保険医療機関が本制度に加入することにより、医療従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、政府労災保険で給付の対象となる業務災害を被った場合に補償を受けることができる制度です。

なお、歯科医療機関のスタッフの方は別として、医療法人の代表者、役員、個人事業主でいらっしゃる開設・管理者の皆様は政府労災保険に加入していないものと存じますが、政府労災保険の特別加入者となることにより補償対象となります。

【 補償対象 】 保険医療機関の医療従事者等

【 補償内容 】 新型コロナウイルス感染症の罹患により労災認定され、休業 4 日経過した場合に一時金「20 万円」、死亡した場合に「500 万円」を支給。

【年間保険料】 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士：500 円
歯科助手、事務職等：1,000 円

【 補償期間 】 1 年間

【 募集期間 】 令和 2 年 11 月 9 日より令和 3 年 2 月 15 日まで

【保険開始日】 加入申込日に応じて、令和 2 年 12 月 1 日、令和 3 年 1 月 1 日、令和 3 年 2 月 1 日、令和 3 年 3 月 1 日となります。

【 加入申込 】 インターネットで「日本医療機能評価機構・新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度特設サイト」(<https://jcqhc.or.jp/w-comp>) からの申し込みとなります。

【 留意事項 】 政府労災保険に未加入の方がこの制度に加入されても、補償を受けることはできません。

【 照会先 】 東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉開発部 法人第一課
コールセンター Tel.0120-370-540

<別添>

・新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度のチラシ

新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度

医療従事者支援制度とは

新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者は、自身が感染する、感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖の中、患者の治療に従事されています。

医療従事者支援制度は、医療現場の最前線で働く医療従事者が安心して働けるよう、そして医療提供体制をしっかりと維持していただけるよう創設された制度です。



加入できる
医療機関

● 日本国内の病院、診療所(歯科診療所を含む)、助産所、訪問看護ステーション、介護医療院
※病院、診療所については保険医療機関のみご加入いただけます。

補償対象

政府労災保険等に加入している医療機関の従業員

※職員100名以下の医療法人の代表者・役員、個人事業主は政府労災保険の特別加入者となることにより補償の対象となります。

※公務員災害補償法等の対象とする**公務員も補償対象**となります。(国家公務員を除く)

※本制度への加入に当たっては、「すべての医療従事者を補償対象とする」、「医療資格者と診療報酬で評価の対象となる看護補助者等に補償対象を限定する」のいずれかを選択することができます。

補償内容(医療従事者1名あたり)

- 新型コロナウイルス感染症の罹患により**4日以上休業した場合**…………… **20**万円を給付
- 新型コロナウイルス感染症の罹患により**死亡した場合**…………… **500**万円を給付

※政府労災保険等の認定が必要となります。

実質的な保険料負担額 ※国、医療団体からの補助適用後

年間保険料(医療従事者1名あたり) **1,000円**

被保険者 \ 被用者	医療資格者等(*)	左記以外
新型コロナウイルス感染症対応 医療機関(*)	無料 ※国と医療団体の補助金充当	1,000円
上記以外の医療機関	500円 ※医療団体の補助金充当	1,000円

(*) 「新型コロナ感染症対応医療機関」、「医療資格者等」の定義はWEBページをご確認ください。

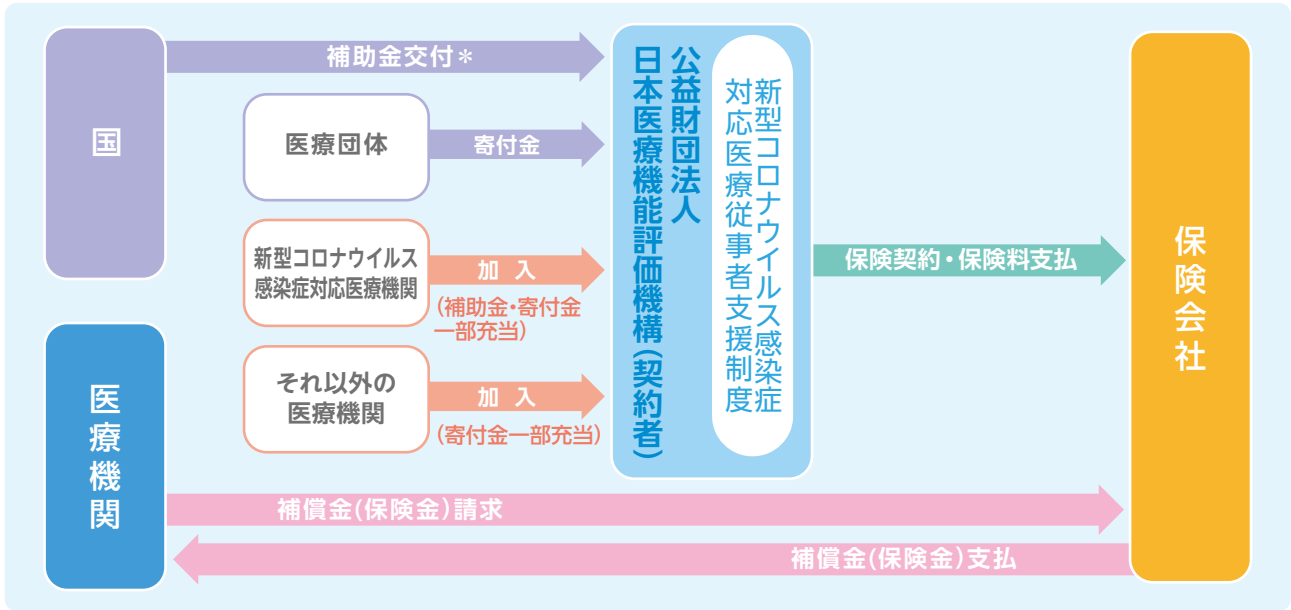
※1 本制度は「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」の対象であり、制度に加入される新型コロナウイルス感染症対応医療機関の医療資格者等については、保険料の一部が国から助成されます。

※2 上記に加え、本制度の保険料の一部には医療団体からの補助がございます。補助金の対象、補助金額の詳細、自院の保険料負担額につきましては、[裏面に記載のWEBページ](#)よりご確認ください。



新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の仕組み

医療機関は、(公益)日本医療機能評価機構を契約者とする保険に加入することで、国からの補助金や医療団体からの寄付金を活用し、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患し政府労災等の認定を受けた場合に休業補償を、また万一死亡した場合には死亡補償を医療機関(被保険者)が行うことにより被る損害に対して保険金を受けることができます。なお、保険金は全額、その医療従事者(被用者)またはその遺族にお支払いいただきます。



*補助金交付については契約者が代理申請を行います。

加入例



- 職員数 **300名**
(医療資格者210名、医療資格者以外90名)
- 年間保険料 **300,000円** (300名×1,000円)
- 国からの補助金 **105,000円** (210名×500円)
- 医療団体からの寄付金 **105,000円** (210名×500円)

A病院の実質的な負担

300,000円
-105,000円-105,000円
= **90,000円**

※本制度への加入に当たっては、「すべての医療従事者を補償対象とする」、「医療資格者と診療報酬で評価の対象となる看護補助者等に補償対象を限定する」のいずれかを選択することができます。

スケジュール



申し込み方法

補助金の対象・詳細・保険料の負担額やお申込みはコチラ▼

制度の詳細のご確認、申し込みについては、右のQRコードまたは下記URLより特設サイトにアクセスいただき、お手続きをお願いいたします。

<https://jcqhc.or.jp/w-comp/>

医療従事者支援制度

検索



※特設サイトは11月9日(月)開設予定です。

このチラシは、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度(労働災害総合保険)の概要についてご紹介したものです。保険の内容は上記特設サイトをご覧ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら下記のコールセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

【東京海上日動火災保険株式会社】
医療・福祉法人部 法人第一課 コールセンター

11/9(月)受付開始予定

☎ **0120-370-540**

平日10:00-17:00
(土日祝除く)

10/28(水)受付開始予定

✉ **shien2020@tmnf.jp**

※メールでのお問い合わせの際は、お名前、ご連絡先、お問い合わせ内容に記載願います。

引受保険会社

(幹事)
東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社

三井住友海上火災保険株式会社